

佐世保市総合医療センター 中期目標 新旧対照表 (前書き)

資料 6

第1期中期目標 まえ書き	第2期中期目標 まえ書き (案)
<p>佐世保市立総合病院（以下「総合病院」という。）は、明治23年に設立された佐世保村立伝染病院を前身とする。その後、名称と建物の変遷を経て拡充発展し、<u>現在では、救命救急センターを始め、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センター、高次脳卒中センター等の機能を有し、地域の基幹病院としての役割を担っている。</u></p> <p><u>しかしながら、佐世保県北地域における医療を取り巻く環境は、少子高齢化の影響で、年少・生産年齢人口の減少が進むなか、医療関係者の高齢化、慢性的な医師不足などの大きな問題に直面している。また、国の社会保障費抑制のための医療制度改革が進められ、住民の医療ニーズも多様化している。このような厳しい状況下において、総合病院が住民に質の高い医療を継続して提供していくためには、経営基盤を安定化させるとともに、医療技術の高度化に対応する体制を確立していかなければならない。</u></p> <p><u>総合病院は、地方公営企業法全部適用（以下「全適」という。）による病院運営を行ってきた。しかし、上記に述べた今後の医療環境の変化への対応を考えるうえで、全適での病院運営では、地方公務員法など法律の縛りがあり、人材の確保等の問題解決において限界が近づいていると考えられた。</u></p> <p><u>そこで、外部の有識者で構成される「佐世保市総合病院事業懇話会」（以下「懇話会」という。）に諮問し、今後の病院運営に関し検討を重ねてきた。そして、平成26年8月懇話会より、佐世保県北地域の医療崩壊を招かないためには、総合病院の長期的な安定運営が大切であり、総合病院が抱えている諸問題を解決するためには、全適から地方独立行政法人（以下「法人」という。）へ経営形態を移行する必要があるとの答申が示されたことから、経営形態を平成28年4月に法人へ移行し、病院名を佐世保市総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）に改めることとした。</u></p> <p><u>総合医療センターが目指す医療「佐世保県北地域における地域完結型医療」を構築し、住民が安全にかつ安心して生活していくためには、行政、地域の医療機関、介護福祉施設、医師会をはじめとする医療・介護関係者、住民などが一体となって地域の医療を支えていく必要がある。その中で総合医療センターは、最も高い水準の医療を担うとともに、地域の医療水準を高めていく教育機関としての役割を果たさなければならない。同時に、次世代を担う若い医療人の育成への貢献や、医学の研究・開発への貢献によって、優れた医療人が集まる病院を実現し、地域の医療を長期的かつ安定的に確保していく必要がある。</u></p> <p><u>よって、公共性、透明性、自主性という法人の特長を最大限に生かしながら、公立病院として担うべき医療を提供し、住民の健康の維持及び増進に寄与することを求め、ここに総合医療センターに示す基本的な方針である中期目標を定める。</u></p>	<p><u>佐世保市総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）は、明治23年に設立された佐世保村立伝染病院を前身とする。その後、名称と建物の変遷を経て拡充発展しているが、平成28年度に地方独立行政法人化し、初期の中期目標期間が終了することから、平成31年度からは、第2期目となる新たな中期目標期間が開始される。</u></p> <p><u>佐世保県北地域における医療を取り巻く環境は、少子高齢化の影響で、年少・生産年齢人口の減少が進むなか、医療関係者の高齢化、慢性的な医師不足などの大きな課題に直面している。さらには、国の社会保障費抑制のための医療制度改革や団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、目指すべき将来の医療提供体制の姿とその実現に向けた方向性を示すために作成された「長崎県地域医療構想」などにより、地域医療を取り巻く環境は過去にない変革期にあるばかりでなく、住民の医療に対するニーズも多様化している。</u></p> <p><u>こうした中、総合医療センターは、救命救急センターを始め、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センター、高次脳卒中センター等の機能を有し、地域の基幹病院として重要な役割を担っている。特に、西九州させば広域都市圏唯一の救命救急センターとして、さらには佐世保県北二次医療圏最後の砦として急性期機能充実の中心的役割を担いつつ、「長崎県地域医療構想」の実現に向け、関係機関との連携を図り、その体制の充実と機能向上に努めていかなければならない。</u></p> <p><u>また、本市は“誰もが、いくつになっても健やかに安心して暮らせるまち”の実現を目指しており、総合医療センターは本市と連携し、地域医療の要となり、その実現に向けて必要な「効率的で質の高い医療提供体制」や「佐世保県北地域における地域完結型医療」を構築するために、関係自治体や地域の医療機関、介護福祉施設、医師会をはじめとする医療・介護関係者と一体となって、地域が求める良質で適切な医療サービスを提供する必要がある。</u></p> <p><u>そのためにも総合医療センターは、引き続き「救急医療」「がん医療」「小児・周産期医療」「高度専門医療」「政策医療」といった医療サービスを総合的に提供し、佐世保県北地域の中でも、より高度な医療を担うとともに地域の医療水準を高めていく教育機関としての役割も果たしつつ、次世代を担う若い医療人の育成への貢献や、医学の研究・開発への貢献によって、優れた医療人が集まる病院を実現し、地域の医療を長期的かつ安定的に確保していく必要がある。</u></p> <p><u>以上のことから、総合医療センターが、健全な病院経営に努めるとともに、公立病院として担うべき医療を提供し、住民の健康の維持及び増進に寄与することを求め、第1期中期目標の実績も踏まえつつ、総合医療センターに示す基本的な方針である第2期中期目標をここに定める。</u></p>

佐世保市総合医療センター 中期目標 新旧対象表 (項目別)

項目区分	【旧】第1期中期目標	第1期 評価	【新】第2期中期目標(案)	変更理由
第1 中期目標の期間	平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。	/	第1 中期目標の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とする。	①期間を修正
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	佐世保県北地域の基幹病院として、住民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組むこと。	C	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 佐世保県北地域の基幹病院として、長崎県が定める医療計画を踏まえ、住民が必要とする良質な医療を提供するため、本市の保健福祉部門との連携を密にして、次に掲げる項目について取り組むこと。	①特に「住民への医療サービスの提供」に当たっては、県の医療計画との整合性を図る必要があることからその旨を追加 ②市との連携を密に取り合うことで、市民に対してもより行き届いた医療提供が可能となるよう追記
1 地域完結型医療の推進	総合医療センターは、地域医療支援病院として住民が安心して治療やケアを受けられるよう、地域の医療機関、介護福祉施設、行政等との連携の強化及び役割分担に努め、シームレス(途切れのない)な地域完結型医療の推進に貢献すること。	B	1 地域完結型医療の推進 地域医療支援病院として、住民が安心して治療やケアを受けられるよう、地域の医療機関、介護福祉施設、行政等との連携の強化及び役割分担に努め、シームレス(途切れのない)な地域完結型医療の推進に貢献すること。	①文言整理(冒頭の「総合医療センターは、」は不要と思われることから削除)
2 提供する医療サービスの充実	/	/	2 提供する医療サービスの充実	/
(1) 救急医療	平成26年4月に新築した「救命救急センター」について、救急医療に必要な体制を整備し、安定的な稼動を維持すること。並びに救急隊及び一次・二次医療機関との連携を強化し、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な患者を24時間体制で受け入れ、地域における役割を果たすこと。	B	(1) 救急医療 救命救急センターの運営について、救急医療に必要な体制を整備し、安定的な稼動を維持すること。また、救急隊及び一次・二次医療機関との連携を強化し、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な患者を24時間体制で受け入れ、地域における役割を果たすこと。	①文言整理(救命センター設立から相当の時間が経過しており、冒頭の新築時期に触れる記述は不要と判断) ②「並びに」を「また」に変更。(他の項目に表現を揃える)
(2) がん医療	地域がん診療連携拠点病院として、外科治療、化学療法、放射線治療、その組み合わせによる集学的治療を提供するとともに、緩和ケアや在宅支援にいたるまでがん治療の幅広い領域を担うこと。	B	(2) がん医療 地域がん診療連携拠点病院として、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療を提供するとともに、緩和ケアや在宅支援、リハビリテーション、がん相談支援等のがん医療の幅広い領域を担うこと。	①より解り易いよう記述を変更
(3) 小児・周産期医療	佐世保県北地域の小児救急及び地域周産期母子医療センターとしての機能を安定的に維持するため、地域の医療機関と緊密な連携を図りながら引き続き専門性の高い診療に努めるとともに、大学との連携を維持・強化すること。	C	(3) 小児・周産期医療 佐世保県北地域の小児救急及び地域周産期母子医療センターとしての機能を安定的に維持するため、地域の医療機関と緊密な連携を図りながら引き続き専門性の高い診療に努めるとともに、大学との連携を維持・強化すること。	(変更なし)
(4) 高度専門医療	佐世保県北地域において、充実した医療提供体制及び高水準の医療機器・設備を備える医療機関として、重篤な急性期・専門医療を必要とする患者への高度な診断・手術・治療を伴う医療を提供すること。	B	(4) 高度専門医療 佐世保県北地域において、充実した医療提供体制及び高水準の医療機器・設備を備える医療機関として、重篤な急性期・専門医療を必要とする患者への高度な診断・手術・治療を伴う医療を提供すること。	(変更なし)

佐世保市総合医療センター 中期目標 新旧対象表 (項目別)

項目区分	【旧】第1期中期目標	第1期 評価	【新】第2期中期目標(案)	変更理由
(5) 政策医療	民間では担うことが困難で地域に不可欠な医療である三次救急、周産期医療、離島医療、結核・感染症医療及び災害医療等については、公立病院の使命として市の保健福祉部門と連携しながら、今後も維持を図り、地域の安全・安心の確保に努めること。	C	(5) 政策医療 民間では担うことが困難で地域に不可欠な医療である三次救急医療、周産期医療、離島医療、結核・感染症医療及び災害医療等については、公立病院の使命として、本市の保健福祉部門と連携しながら、今後も維持を図り、地域の安全・安心の確保に努めること。	①文言整理（「三次救急」の後に「医療」を加え、後述と揃える） ②「本」を追加し明確化するもの
3 医療人育成体制の充実	/	/	3 医療人育成体制の充実	/
(1) 医師の研修制度の充実	医師にとって魅力的な研修プログラムを始めとする育成のための制度を整備するとともに、地域の医師を対象とした研修の充実に努めること。また、医学生の実習教育を充実させること。	B	(1) 医師の研修制度の充実 医師にとって魅力的な研修プログラムを始めとする育成のための制度を整備するとともに、地域の医師を対象とした研修の充実に努めること。また、医学生の実習教育を充実させること。	(変更なし)
(2) 看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者の育成の充実	看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者について、資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上とともに、地域の医療従事者等への教育研修を継続して実施し、地域の医療水準の向上に努めること。また、学生の実習教育を充実させること。	C	(2) 看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者の育成の充実 看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者について、資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上とともに、地域の医療従事者等への教育研修を継続して実施し、地域の医療水準の向上に努めること。また、学生の実習教育を充実させること。	(変更なし)
4 医学研究の推進	最高水準の医療の提供及び医学の進歩に貢献するため、臨床研究活動を支援し、また治験等に積極的に取り組むとともに、研究成果の情報発信に努めること。これらによって、教育及び研究能力を有する優秀な人材が集まる場を醸成すること。	C	4 医学研究の推進 職員の自主的な研究活動を支援し、安全で信頼できる治験及び臨床研究活動を推進するとともに研究成果の情報発信に努めること。	①平成29年度の医療法改正により、誇大な広告はしないこととされており「最高水準の医療の提供」という表現については、「誇大」と受け止められる懸念があることなどから削除 ②「教育及び研究能力を有する優秀な人材が集まる場を醸成すること」については、過去の評価も踏まえ「教育及び研究能力を有する優秀な人材」を定義することが困難であったことなどから削除 ①②により全体的に内容を変更
5 医療の質の向上	/	/	5 医療の質の向上	/
(1) 施設、設備の充実	最も高度な水準の医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、医療機器の整備・更新等を計画的に進めること。	C	(1) 施設、設備の充実 高度な水準の医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、施設の維持並びに医療機器の整備・更新等を計画的に進めること。	①平成29年度の医療法改正により、誇大な広告はしないこととされており、「最も高度な水準の医療」という表現については「誇大」と受け止められかねない。また、第1期の評価も踏まえ「最も高度」の定義が具体的でなく、その評価が困難であったことなどから「最も」を削除 ②病院建設後、約30年が経過するが、良質な医療提供のためには、老朽化が進む建物等を維持していく必要があるため「施設の維持並びに」を追記

佐世保市総合医療センター 中期目標 新旧対象表 (項目別)

項目区分	【旧】第1期中期目標	第1期 評価	【新】第2期中期目標(案)	変更理由
(2) 医療従事者の確保	医療従事者にとって働きやすい環境を整備して人材の安定確保を図り、マグネットホスピタルとなるような魅力ある病院を目指すこと。 なお、医療従事者の確保対策においては地域の医療資源の不足に十分配慮すること。	C	(2) 医療従事者の確保 医師や看護師をはじめ優れた人材の確保に努めるとともに、大学及び専門学校との連携強化に努め、医療技術者の安定確保を図ること。 なお、医療従事者の確保対策においては地域の医療資源の不足に十分配慮すること。	①第1期中期目標では、C評価ではあったものの、厳しい内容(看護師数や薬剤師数は一部若干未達成)であったことから、記述の内容を全体的に見直し ②「学校との連携強化」については過去の評価委員会の意見を参考に追記 ③「マグネットホスピタル」という表現は、現在あまり使用されていないことから削除
(3) 患者サービスの向上	患者やその家族が安心して医療を受けられるような環境を整備し、信頼できる病院運営に努めること。	C	(3) 患者サービスの向上 患者やその家族が安心して医療を受けられるような環境を整備し、信頼できる病院運営に努めること。また、そのひとつの方策としてボランティアと連携を図り、患者サービスの向上に努めること。	①第1期中期目標で重要事項としていたボランティアに関して、引き続き患者サービスの項目に記載し、その充実を図る。第1期においては、制度等基盤の確立を求めて単独項目としていたが、次期はサービス向上の手段と位置付けここに記載する。
(4) 安全性の高い信頼される医療	医療安全を確保し医療事故を防止するため、職員の意識啓発と病院全体の危機管理の充実を図るとともに、診療録の適正管理、診療情報の適正な提供に努めること。 また、医療法をはじめとする関係法令を遵守し、公立病院としてふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うとともに、信頼の基礎となる地域や患者に対する広報機能の強化に努めること。	C	(4) 安全性の高い信頼される医療 住民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。また、患者が自ら受ける医療の内容を理解し、納得の上で自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づきインフォームドコンセントを徹底するなど、患者中心の医療を実践すること。	①「医療法をはじめとする関係法令を～適切な業務運営を行うとともに」については、「法人管理運営体制の充実」にある「内部統制の推進」と重複するため削除するとともに、全体的に市民目線で解りやすい表記に変更
(5) 臨床指標の充実及び開示	医療の質を数値で客観的に評価できる臨床指標を用い、様々な角度から病院指標を評価・分析すること。また、患者にとって理解しやすい病院情報を開示すること。	C	(他の項目に移動)	次項の「情報提供の充実」に移動。
(新設)	/	/	6 情報提供の充実	①開かれた病院として、積極的な情報発信を行っていくよう、情報提供に関する中項目を新設し、関係する二つの小項目をここに集約
(他の項目から移動)	(他の項目から移動)	/	(1) 分かりやすい保健・医療の情報発信 保健・医療に関する情報を市民向け講演会の開催やホームページ、広報紙等を利用し、分かりやすく発信するなど普及啓発活動を実施すること。	①第1期中期目標の「その他業務運営に関する重要事項」から移動し一部変更 ②本項目では「保健・医療に関する情報発信」を目標とし、医療センター自身の病院情報に関する目標については次項目に区分して記載

佐世保市総合医療センター 中期目標 新旧対象表 (項目別)

項目区分	【旧】第1期中期目標	第1期 評価	【新】第2期中期目標(案)	変更理由
(他の項目から移動)	(他の項目から移動)	/	(2) 病院情報の公開 医療の質を数値で客観的に評価できる臨床指標を用い、様々な角度から病院指標を評価・分析すること。また、患者にとって理解しやすい病院情報を公開すること。	①「医療の質の向上」から移動。タイトルを「病院情報の公開」に変更
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	/	C	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	/
1 法人管理運営体制の確立	法人の運営を的確に行うため、理事会等の組織体制を整備して経営責任を明確にし、法人内での適切な権限配分による自立性の拡大を図ること。また、地方独立行政法人の特性である理事長のリーダーシップの発揮や柔軟かつ適切な人員の確保・配置による効率的・効果的な運営体制を確立し、迅速な意思決定や民間的経営手法の導入とともに単年度予算主義ではない柔軟性のある予算執行を実施すること。	C	1 法人管理運営体制の確立 法人の管理運営を的確に行うため、内部統制の推進等に努めること。また、理事長のリーダーシップのもと、柔軟かつ適切な人員の確保・配置により、効率的・効果的な法人運営に努めること。	①冒頭文書をタイトルと合わせるため「管理」を追記 ②法人移行直後特有と思われる目標や表現については削除修正 ③H29年度の法改正による「内部統制」について追加
2 人材の確保と育成	意欲を引き出す人事給与制度の構築や教育研修・福利厚生充実の充実を図り、職員が働きやすい魅力ある職場環境の確保に努めること。	C	2 経営管理人材の育成 経営管理に携わる職員の専門的な知識と意欲の向上を図るため、計画的な教育・研修の充実と努め質の高い人材を育成すること。	①今期目標では、特に経営管理人材（プロパーの事務職）に特化した人材育成の項目に変更 ②独立行政法人化して3年が経過し、市の派遣職員（主に事務員）の引き上げも進んでいる。そうした中、経営管理能力に長けた事務職員（プロパー）の育成が急務となっている。
第4 財務内容の改善に関する事項	/	C	第4 財務内容の改善に関する事項	/
1 経営基盤の確立	経常黒字が達成できる経営基盤を維持すること。また、意識改革のための環境を整備し経営マインドを醸成することによって、採算性の重視や経営状況の迅速な把握や対処が可能な健全な運営を図ること。	C	1 経営基盤の確立 経常黒字が達成できる経営基盤を維持すること。また、意識改革のための環境を整備し経営マインドを醸成することによって、採算性の重視や経営状況の迅速な把握や対処が可能な健全な運営を図ること。	(変更なし)
2 収益と費用の適正化	/	/	2 収益と費用の適正化	/
(1) 収益の適正化	適正な在院日数や病床管理、診療報酬の改定や法改正等への的確な対応により収益を確保すること。	C	(1) 収益の適正化 適正な在院日数や病床管理、診療報酬の改定や法改正等への的確な対応、施設基準の取得など、将来の費用負担も十分考慮しつつ、積極的な収益の確保に努めること。	①より収益性を高める必要があることから、施設基準の取得について言及
(2) 費用の適正化	必要に応じた人員の確保と合わせて、人件費比率の適正化に努めること。また、医薬品、医療材料、医療機器などの適切な購入や後発医薬品の導入促進、民間委託等の適正な推進など、地方独立行政法人制度の利点を生かした効率的な病院運営を行うこと。	C	(2) 費用の適正化 必要に応じた人員の確保と合わせて、人件費比率の適正化に努めること。また、医薬品、医療材料、医療機器などの適切な購入や業務の見直しによる費用の適正化に努め効率的な病院運営を行うこと。	①「民間委託等の適正な推進など」を「業務の見直し」に変更し民間委託を含めた、院内全般にわたる業務の見直しを図り費用の適正化に努めていくよう変更 ②法人化後4年目になることから「法人制度の利点を生かした」は削除 ③後発医薬品については、すでに国の目標値を超えており高い水準を保っていることから削除

佐世保市総合医療センター 中期目標 新旧対象表 (項目別)

項目区分	【旧】第1期中期目標	第1期 評価	【新】第2期中期目標(案)	変更理由	
第5 その他業務運営に関する重要事項		B	第5 その他業務運営に関する重要事項		
1 救急ワークステーションの充実	救急ワークステーションの充実を図ること。	B	(削除)	(削除)	①救急救命士をはじめとする、救急隊員への教育研修については、その対象人員も増加させ所期の目的を果たしたので本項目からは削除 ②引き続き充実させるべく取り組みを進めるものの、本項目からは削除し、「救急医療」に記載する「救急隊及び一次・二次医療機関との連携」に包含
2 ボランティア制度の活用	ボランティアを活用したサービスの向上を目指すこと	B	(削除)	(削除)	①第1期で制度の基礎が整備されたことから、今後は制度の充実のための運用管理と見直しに努めることとし、「患者サービスの向上」に吸収
3 分かりやすい情報発信	ホームページや市民公開講座、広報紙等を利用し、住民へ向けて分かりやすく病院情報(診療内容など)や病気に関する情報などを提供すること。	C	(削除)	(削除)	①新設した「情報提供の充実」に移動
(新設)	(新設)		1 地域医療構想の達成に向けた取組	地域医療構想実現に向けた国及び地域の動向を踏まえ、佐世保県北地域の高度急性期医療の充実と地域完結型医療構築のため旗艦的な役割を果たし、構想の実現に向けて取り組むこと。	①地域医療構想の実現は、市にとっても重要事項である。地域の拠点病院として、医療センターが要となり構想実現に向けて取り組む必要があることから、第2期中期目標の重要事項に掲げる。
(新設)	(新設)		2 働き方改革の推進	職員の健康やワーク・ライフ・バランスの確保にむけて、働き方改革に取り組むこと。	①医療機関におけるワーク・ライフ・バランスの確保については、特に医師の働き方改革などの課題が多いほか、今後の社会動向を考慮しても避けては通れない。法人の健全性のアピールや優秀な医療スタッフの確保のためにも、第2期の重点課題として取り組む必要がある。
(新設)	(新設)		3 災害時における事業継続性の強化	災害時における事業継続性を強化するため、体制整備に努めること。	①昨今の自然災害の特異性に鑑み、特に災害拠点病院でもあることから、災害時における事業の継続性について、重要事項として掲げる。